

判決年月日	平成 2 1 年 9 月 2 9 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 0 年（行ケ）第 1 0 4 8 4 号		
○ 発明の名称を「無鉛はんだ合金」とする特許について特許法 3 6 条 6 項 1 号の規定する要件（いわゆるサポート要件）に適合しないとした審決が取り消された事例			

（関連条文） 特許法 3 6 条 6 項 1 号（平成 1 4 年法律第 2 4 号による改正前のもの）

1 本件は，発明の名称を「無鉛はんだ合金」とし特許権者を X とする特許第 3 1 5 2 9 4 5 号（本件特許）の下記請求項 1 ～ 4 について，Y 1 が特許無効審判請求をし，Y 2 が特許法 1 4 8 条 1 項に基づき請求人としてその審判に参加申請をし特許庁がこれを許可していたところ，特許庁が前記請求項に係る特許を無効とする旨の審決をしたことから，特許権者である原告がその取消しを求めた事案である。

「【請求項 1】C u 0 . 3 ～ 0 . 7 重量％，N i 0 . 0 4 ～ 0 . 1 重量％，残部 S n からなる，金属間化合物の発生を抑制し，流動性が向上したことを特徴とする無鉛はんだ合金。」

【請求項 2】S n - C u の溶解母合金に対して N i を添加した請求項 1 記載の無鉛はんだ合金。

【請求項 3】S n - N i の溶解母合金に対して C u を添加した請求項 1 記載の無鉛はんだ合金。

【請求項 4】請求項 1 に対して，さらに G e 0 . 0 0 1 ～ 1 重量％を加えた無鉛はんだ合金。」

2 争点は，上記請求項 1 ～ 4 に係る特許が平成 1 4 年法律第 2 4 号による改正前の特許法 3 6 条（以下「旧 3 6 条」ということがある。）6 項 1 号の規定する要件（いわゆるサポート要件）を満たしているか等である。

3 本判決は，次のとおり判示するなどして，原告の請求を認容した。

「本件特許の請求項 1 に記載の『金属間化合物の発生を抑制し，流動性が向上した』ことについて，本件訂正後の明細書（甲 3）の『発明の詳細な説明』には，…無鉛はんだ合金の構成を『S n を主とし，これに，C u を 0 . 3 ～ 0 . 7 重量％，N i を 0 . 0 4 ～ 0 . 1 重量％加えた』ものとすることによって，『金属間化合物の発生が抑制され，流動性が向上した』ことが記載されており，その理由として，C u と N i は互いにあらゆる割合で溶け合う全固溶の関係にあることが記載されているから，特許請求の範囲に記載された『金属間化合物の発生を抑制し，流動性が向上した』発明は，発明の詳細な説明に記載された発明であって，かつ発明の詳細な説明の記載により当業者が上記の本件発明 1 の課題を解決できると認識できるものであると認められる。」